

庁議事項

① 令和3年4月臨時会付議予定議案

【企画財政部】

令和3年4月臨時会付議予定議案について

招 集 日

令和3年4月27日(火)

議 案

1件〔 令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第3号) 〕

補正予算の規模

24億 6,903万1千円
(補正後累計 2兆1,803億8,766万円)

主な内容

○まん延防止等重点措置区域の追加に伴う感染防止対策協力金等の措置

23億3,272万2千円

○営業時間短縮要請等に係る働きかけ活動の推進

1億3,630万9千円

報 告

1件〔 専決処分報告 〕

埼玉県感染防止対策協力金

4月28日(水)からまん延防止等重点措置区域の追加などに伴い、「埼玉県感染防止対策協力金」を措置する。

まん延防止等重点措置区域に追加する市町

さいたま市、川口市に **13市町を追加**

(川越市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市及び三芳町)

1日当たりの協力金の額

(変更前)重点措置区域以外の地域の単価

前年又は前々年の 一日当たりの売上高	協力金の額(日額)
8.3万円以下	2.5万円
8.3万円以上 25万円以下	2.5万円から7.5万円 ※売上高に応じて変動
25万円以上	7.5万円

(変更後)重点措置区域の単価

前年又は前々年の 一日当たりの売上高	協力金の額(日額)
10万円以下	4万円
10万円以上 25万円以下	4万円から10万円 ※売上高に応じて変動
25万円以上	10万円

※売上高減少額方式(大企業等)の場合は、前年又は前々年からの売上高の減少額×0.4(最大**20万円**、下限なし)

感染防止対策協力金の支給について(措置区域)

特措法第31条の6第1項

【対象区域】 4月27日(火)までは2市、4月28日(水)からは15市町

【支給対象】 要請期間中、営業時間の短縮(休業を含む。)及び酒類提供の自粛等に協力した飲食店(バー、カラオケボックス等を含む。)・喫茶店を運営する事業者

➤ 彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+(プラス)による認証が要件

※認証は現地での確認が必要となります。

要請期間

令和3年**4月20日(火)**から 令和3年**5月11日(火)**まで
午前0時 午後12時

営業時間

午前5時から**午後8時**まで

酒類提供時間

～4月27日(火)
午後**7時**まで
※さいたま市及び川口市のみ

4月28日(水)～

終日、提供を自粛

新

感染防止対策協力金の支給について(その他地域)

特措法第24条第9項

- 【対象地域】** 措置区域を除く埼玉県全域 について
※5月12日以降、まん延防止等重点措置が終了した15市町を含む。
- 【支給対象】** 要請期間中、営業時間の短縮（休業を含む。）及び酒類提供の自粛等に協力した飲食店（バー、カラオケボックス等を含む。）・喫茶店を運営する事業者

要請期間

令和3年**4月20日**（火）から 令和3年**5月19日**（水）まで
午前0時 午後12時

営業時間

午前5時から**午後9時**まで

酒類提供時間

4月20日（火）～4月27日（火）
5月12日（水）～5月19日（水）

午後**8時**まで

4月28日（水）～5月11日（火）
終日、提供を自粛

新

※ただし、一人のみ、同居家族のみのグループを除く